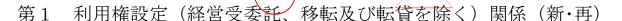


#### 利用権設定 (新·再 第1

1 名	<b>予</b> 筆明細								整理番号			
利用権の	)設定を (住居	听)						(氏名又は名	5称)			
受ける者 氏名(A	針の住所		小	林市	細野300看	<b>香地</b>			小林	00		
利用権の	)設定を(住居	听)						(氏名又は名	5称)			^
する者 氏名(B	する者の住所 氏名 (B・貸人) 小林市細野3007				細野300番	地1			須木	ΔΔ	_	ED.
利用権を設定する土地(C)						設定	する利用権	至(D)				
	土地の所		地	目	面積	利用権の種類	内 容	始期	存続期間	借賃	借賃の	備考
大字	字	地 番	登記簿	現 況	(m²)	(○で囲む)	(○で囲む)	7H 791	(終期)	(円)	支払方法	V
真方	中水流	000番0	田	田	1, 000	(	水 田	公告日以	以降(公告	日は、総会	会翌日の平日	日)
真方	中水流	000番0	田	田	1, 000		普通畑	令和〇〇年	令和〇〇年	10aあたり	A. 現金	
	<b>N</b>	以下余白				賃 借 権	飼料畑	6月1日	5月31日	10, 000円	12 月	
							樹園地	公告日	( 5年間)	総額		
	细丝人	帳を添付	<b>+</b> z		$\bigcap$					12.01		
		を確認の				使用貸借権	農業用施設用地			20,000円	B. 振込	
							開発				月	
							その他					
							C V) IE					
利力	用権設定等促	進事業の気	実施に	より成	立する利用権	権の設定等に	に係る当事者	<b>当間の法律関</b>	<b>厚</b> (E)		賃貸借	
				利月	用権を設定	する土地	の(B)以外	の権原者	等(F)			
	住	所			氏 名	又は名称	ŗ.	権原の	の種類	同意印	備る	与
この記	計画に同意す	る。		1								
	利用権の	設定を受け	·る者	(借人	)	住所(同」	上) / 氏名		小林	00		
	1 4/14 1 1 2 2 2 1	-,, , -, -, -, -, -, -, -, -, -, -,	3 H	(ID)	•	12/21 (1·4]		<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	.1.444			
	利用権の	設定する者		(貸人	)	住所(同」	上),以名	3日者	須木	$\Delta\Delta$		ED .
	利用権を	設定する者 設定する土 吏用収益権	地につ	き所有	有権	住所(同」	上) / 氏名					(FI)

### 【記載注意】

- (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。利用権の設定を受ける者が同一で利用権を設定する 者が異なる場合には整理番号に枝番号を付して整理する。
- (C)欄は、大字別に記載する。 (C)欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿 の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には実測面積を()書きで下段に 2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には○○㎡の内○○㎡と記載し、当該部分を 特定することのできる図面を添付する。 (D)欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的 [例えば水田として利用、普通畑、樹園地、 農業用施設用地(畜舎)として利用等」を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間をも 併記する。
- (D)欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇年〇月〇日(始期)から〇年〇月〇日まで」と記載する
- (D)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。 (7)
- (D)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年〇月〇日までに××農協の×× 名義の貯金口座に振り込む等)を記載する。
- (9)(E)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。
- (10) (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- (11) 同意については(A)欄、(B)欄及び(F)欄に同意印を押印する事によって、かえることができる。
- (12) 備考欄は、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託 財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。



#### 2 共涌事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

#### (2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議がととのわないときは、農業委員会が認定した額とする。

#### (3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

#### (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

- ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同 意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

- ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

#### (7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は、増加額 [土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額]の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議がととのわない ときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目の如何を 問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

### (10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じた時は、甲、乙、及び市が協議して定める。

### 第1 利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)関係(新・再)

3	利用権	の設	定等を	受ける	者の農	業経営	の状況		整理番号					
									性 別	年 齢	農業	詳 従事	日	数
氏名又	スは名称			小林	OC	)		(	男	62 才			2	250日
			設定等を の面積( <i>f</i>		5		排作又は養畜の事業に供している 主たる					)設定等を受ける者の たる経営作物(C) (○で囲む)		
		地目	筆 数	面	積									/
		田	2	2	, 000 m <sup>2</sup>	-44-			25, 000 m <sup>2</sup>	水	稲(	肉	用	生)
農	地	畑				農	農地		25, 000 111	野	菜		豚	
		計	2	2	, 000 m²			※	農地台帳より記載	果	樹	乳	用	牛
採	草	<b></b>						たは	ž 2	肥	育	牛		
放:	放牧地					採	草			茶	÷		鶏	
そ	その他			放物	文 地			施設	園 芸					
利用権等の設定等を受ける者の世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)														
世 (	帯 貞 (構成員)	/IIII		用労働間延日第		農 業 従 事 者 (うち15才以上60才未満の者)								
男		人				農業専	<b>享従者</b>			農業補	助者			
					人日		Į.		主として農業に従	人(人)			人)	
女		人			2 • • •	( 人)			従として農業に従	人(人)			人)	
利用	権の設定	定等を	:受ける者	首の主な	家畜の餌	養の状活	兄(E)	禾	別用権の設定等を受	そける者の主	な農機具の	所有の		
	種	類			数	量			種 類			数	量	
	肉 月	月牛	:		3	5			トラクタ	_		3		
	胩	系							耕耘榜	É				
乳用牛						田植梭	É		1					
肥 育 牛						コンバイ	ン		1					
鶏							バインダ	_						
							$\overline{}$							
				Γ	附表.	」から	転記		]					
			· ·		_		_							

### 【記載注意】

- (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、合算して面積を 記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供 される土地又は農業用施設の用にともされる土地の別にその面積を記載する。
- される土地又は農業用施設の用にともされる土地の別にその面積を記載する。
  (3) (C) 欄は、主たる経営作目を、「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- 牛」、「施設園芸」等と記載する。 (4) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60~149日の者をいう。
- (5) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農家台帳により整理されている場合には、農家台帳番号○○、氏名又は名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。

## 附表 (利用権の設定又は移転)

	設定(移転)を受ける者の氏名	年 齢	性 別
整理番号			男 女
	小林 ○○	62 才	男 女
	設定(移転)する者の氏名	年 齢	性 別
	須木 △△	80 才	男. 女

●利用権の設定等を受ける事由の詳細

申請地を借受け、	規模拡大を図る。		

\_\_\_\_\_\_

### ●利用権の設定又は移転の事由

		Ti .		1				
		参加農業生産法人への	の貸付、委託	1				
		経営移譲年金の受給の	のため	2				
		水田利用再編対策に	よる水田転作のため	3				
		曲光成工	同一市町村に居住	4				
貸付事由 (委託)		農業廃止	他市町村へ転出	5				
		兼業による経営縮小	兼業による経営縮小					
	貸付人	労力不足		7				
		耕作不便、低生産地のため						
	個 人	契約部門への転換のため						
		分家に貸付		10				
		交換耕作等		11				
		相手方の要望						
		市町村等の要望						
		水田裏作の貸付						
		その他						
	15.11.	農業生産法人		16				
	貸付人 法 人	農地保有合理化法人						
	伍 八	その他の法人						
	個 人		(	1				
借受人		農業生産法人		2				
(受託)	法 人	農地保有合理化法人						
		農協		4				

### ●利用権の種類

	設	定	1
賃 借 権	移	転	2
	転	貸	3
	設	定	4
使用貸借による 権利	移	転	5
1E-1-1	転	貸	6
農業経営の受委託			7

新 規	設 定	2,000	m²
	借人同一		$m^2$
丹政是	借人変更		m²
1	+	2,000	m²

利用権の存続期間	5	年
----------	---	---

●利用権を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(1)	契約期間	令和○○年	6月1日	~	令和○○年	5月31日
(2)	賃借料				20,000円	

- (3) 水田裏作の期間及び作目
- (4) その他

### ●所有権移転を受ける土地の面積

田		畑	樹	遠	地	採草	放 牧	地	そ	の	他	計	
<b>2</b> , 000 r	n²	m²			m²			m²			m²	2, 000	m²

### 申請面積を記入

●所有権の移転を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積

	戸	斤 有 地 (m²)		借入	也 (m²)	経営地合計
区分	自作地①	貸付地②	その他③	現に耕作中の 土 地 ④	その他⑤	$1 + 4 (m^2)$
田	5, 000	5, 000		5, 000		10, 000
畑	10, 000			5, 000		15, 000
樹園地						
計	15, 000	5, 000	1	10, 000		25, 000
採草放牧地			曲地人。帕	: L      ±====	<u> </u>	
その他			長地古帳	より転記	J	

### ●所有権の移転を受ける者の主幹作目

# 肉用牛繁殖複合型

### 農地台帳より転記

●所有権の移転を受ける者の農機具及び家畜の保有状況

トラクター	3	和牛	35
耕 耘 機		乳牛	
田植機	1	豚	
バインダー		7	
コンバイン	1 (	+ 1 = 7	
防除機		本人記	
		<b>\</b>	J

### ●所有権の移転を受ける者の世帯員及び就業の状況

氏 名	年 齢	性別	続 柄	職業	農作業 従事日数
小林 〇〇	62	男· 女	本人	農業	250
小林 〇子	60	男女	妻	農業	250
小林 〇太郎	35	男女	子	会社員	50
小林 〇二郎	31	男女	子	農業	250
$\wedge$		男・女			
本人	2	男・女			
入		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
季 節 雇	雇用	労 働 力	男	:	目
臨時雇	年 間	延日数	女	:	目

### ●所有権を移転する者の現在の経営内容

		区 分	現に耕作又は養育の事業に供している農用地の面積 (㎡)					
			自作地①	小作地②	貸付地③	経営地合計 ① + ②		
家族数	2 人	田	3,000		5000	3,000		
労 力	人	畑	3,000	曲业人	#E F 1 #===	3,000		
和牛	頭	樹園地		辰地古	帳より転記	J		
乳 牛	頭	計	6,000		5000	6,000		
豚	頭	採草放牧地						
		その他						